



# 群馬労働局の取組 トピックス

(特定最低賃金の改正、賃金引上げ支援策の紹介)  
(勤労者財産形成促進制度)  
(働き方改革推進支援助成金)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報をお載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ① 群馬県特定最低賃金が12月29日から改正されます！

製造業の特定の産業に適用されている「群馬県特定最低賃金」が、本年12月29日から41円引き上げられ、次の額になります。

対象となる産業など、詳しい内容は群馬労働局ホームページ掲載の「群馬県の最低賃金一覧」からも確認できます。

### 群馬県の最低賃金一覧

確認しよう、最低賃金！

厚生労働省 群馬労働局

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		時間額	発効日
		<b>935円</b>	令和5年10月5日
群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。			
特定最低賃金 (産業別最低賃金)	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	<b>1,017円</b>	令和5年12月29日
	【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鉄物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)及び可鍛鑄鉄製造業を除く。以下同じ。)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。)		
	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	<b>1,006円</b>	令和5年12月29日
	【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(真空装置・真空機器製造業(真空ポンプ製造業を除く。))及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業(以下同じ。)、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。)		
	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	<b>1,006円</b>	令和5年12月29日
【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)			
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	<b>1,006円</b>	令和5年12月29日	
【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)			

#### 1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

#### 2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精算手当、通勤手当及び家族手当

#### 3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は附随の業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

#### 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務  
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務  
ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務  
ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

#### 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務  
ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務  
ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

#### 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務  
ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務  
ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

#### 4 最低賃金との比較方法

賃金が日給制、月給制等の場合は、次の方法で時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

##### ○【日給制の場合の比較例】

$$\text{日給額} \div \text{1日の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

##### ○【月給制の場合の比較例】

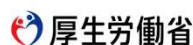
$$\text{月給額} \div \text{1か月の平均所定労働時間(1年間の所定労働時間} \div 12 \text{か月)} \geq \text{最低賃金額}$$

QRコード : 群馬労働局労働基準部賃金室 (電話 027-896-4737) 又は県内各労働基準監督署  
群馬労働局ホームページアドレス : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>  
「業務改善助成金」の活用もご検討ください。  
問合せ先 業務改善助成金コールセンター (電話 0120-366-440)  
申請先 群馬労働局雇用環境・均等室 (電話 027-896-4739)

※ 対象産業の表記は、日本標準産業分類(平成26年4月施行)によります。

お問い合わせは、群馬労働局労働基準部賃金室 (電話027-896-4737)

または、管轄の労働基準監督署までお願いいたします。



群馬労働局 雇用環境・均等室

## ② 厚生労働省と中小企業庁における賃金引上げ支援策をご紹介します。

(令和5年9月時点版)

### 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、  
**最低賃金引き上げに伴う  
支援を強化しています**

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です  
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください  
※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

#### 業務改善助成金

業務改善助成金について、対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

#### キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

#### 事業再構築補助金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

#### ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は令和5年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な公募情報、申請方法等はホームページ等でご確認ください。

### ＜業務改善助成金＞ ※赤字箇所は、8月31日からの拡充内容

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

**事業内最低賃金  
引き上げの計画**

+

**設備投資等の計画**  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

→

**設備投資等の費用の一部を助成**

**対象となる事業者**

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

さらに  
一定の事業者は、賃金引き上げ後の申請も可能です!

(要件)

- 事業場規模が50人未満であること
- 令和5年4月1日～12月31日に事業場内最低賃金を引き上げていること

#### 助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※( )内は生産性要件を満たした事業場

#### 助成対象経費の例

項目	内容
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

#### 助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円(230万円)	450万円(450万円)
10人以上※	120万円(130万円)	180万円(180万円)	300万円(300万円)	600万円(600万円)

※10人以上の上限区分は特例事業者(詳細はホームページ参照)のみ対象。  
※( )内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

#### 活用例

- 地域別最低賃金が900円
- 事業場内最低賃金を910円から970円にUP  
→事業場内最低賃金が910円なので助成率は4/5
- 労働者7人の最低賃金引上げを実施  
→60円コース・7人以上の区分で  
助成上限額は230万円

(設備投資費用が300万円の場合…)

300万円×4/5 = 240万円  
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

**申請先** 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

**問合先** 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

### ＜事業再構築補助金＞ (最低賃金枠)

□事業概要：新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。

□主な要件：2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上**最低賃金+50円以内**で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること。

□補助上限：最大1,500万円  
(成長枠は最大7,000万円、更に一定の賃上げで上限額を最大3,000万円引上げ)

□補助率：2/3～3/4

□賃上げ加点：事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を以下の水準以上**とすることを加点要素とします(水準が高いほど追加で加点)。

- 地域別最低賃金より+30円以上
- 地域別最低賃金より+50円以上

※赤字箇所は、現在公募(第11回)より措置

↑現在の公募要領はこちら

**問合先** 事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

### ＜ものづくり・商業・サービス補助金＞

□事業概要：革新的製品・サービスの開発や生産プロセス改善等に係る設備投資を支援します。

□補助上限：最大4,000万円  
更に一定の賃上げで、上限額を最大1,000万円引上げ

□補助率：1/2～2/3

□賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、「**事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること**」を更なる加点要素とします。

※赤字箇所は、次回公募(第17次)より措置

↑現在の公募要領はこちら

**問合先** ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

### ＜IT導入補助金＞

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～3/4

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「**事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること**」を更なる加点要素とします。

※赤字箇所は、10月2日に申請受付開始する公募回より措置

↑現在の公募要領はこちら

**問合先** サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

### ＜キャリアアップ助成金＞

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

#### 対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

①正社員化コース	④賃金規定等共通化コース
②障害者正社員化コース	⑤賞与・退職金制度導入コース
③賃金規定等改定コース	⑥短時間労働者労働時間延長コース

#### 支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

↑現在の公募要領はこちら

**問合先** 都道府県労働局(パンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」P63ご参照)

### ＜働き方改革や経営改善に向けた相談先＞

#### ①働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が  
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します!

- ◆専門家がセンターにて相談に応じます。電話・メールでも相談できます。
- ◆専門家が会社を訪問、またはオンラインにより、1回あたり2時間程度、3回を標準として、コンサルティングを実施します。
- ◆センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

↑現在の公募要領はこちら

**問合先** 各都道府県の働き方改革推進支援センター

### ②よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します!お気軽にご連絡ください。

- ◆売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に依りて的確な支援機関等をご紹介します。

**問合先** 各都道府県のよろず支援拠点

### ③ 勤労者財産形成促進制度

# 会社に入ったら始めよう！ 未来をつくる **お金計画** 財形貯蓄のススメ

4月、とあるオフィスにて...

新人のタクウです。よろしくお会いします！

先輩！社会人の心得として、まずすべきことは何ですか？

えーっと、ザイケイって、何でしたっけ？

そうだな... まずは財形を始めたら？

「財形」は毎月の給料から決めた額を天引きして積み立てる貯蓄制度だよ。給料天引きだから、無理なく確実にお金が貯められるんだ！

ボクは財形でクルマを買ったよ。クルマに旅行結構だ！

ワタシは財形でハワイ旅行したよ。

ボクは財形で結婚式を挙げた予定よ。

課長は財形で家を建てたし部長は財形で年金を積み立て中よ。

とっ！おれも財形！

タクウくん！まずは無理のない額から始めるといいわよ！

入社式

ま、がんばりなさい！

やるぞー！

## 財形貯蓄は将来に備える「未来貯金箱」です

社会人としてスタートラインに立ったみなさん、いま胸に抱いた希望の先に何が見えますか。人生にはさまざまなライフイベントが待ち受けています。その一つ一つにまとまったお金がかかり、豊かで安定した暮らしを守るためには、それらに備えた資金計画が必要です。財形は、はたらく人の資産づくりを国と会社が支援する制度。いわば「あなたの人生をつくる貯蓄の基本」です。社会人として第一歩を踏み出すいま、財形で将来に備えたお金計画を始めませんか。まずは会社の福利厚生担当者にお問い合わせください。

10年先、20年先の自分に  
今からできること—。  
財形貯蓄はあなたの人生設計に  
夢と力を与えます



### 未来のライフイベントに備えて財形を始めよう

財形は、会社が社員の資産づくりを国とともに支援する制度です。正式には「勤労者財産形成促進制度」といい、「一般財形貯蓄」「財形住宅貯蓄」「財形年金貯蓄」の3つからなる「財形貯蓄」と、その積立に応じて貸付融資が受けられる「財形持家融資融資」があります。

福利厚生の一環として会社が制度を導入しているは、業種の種類にかかわらず、社員は誰でも利用できます。

人生は大きな支出が予想されるライフイベントの連続。いづれ必要となる資金は、早いうから計画的に準備を始めておくのがベストです。

例えば、5年後の結婚に向けて毎月3万円ずつ、20年後のマイホームを目標して毎月2万円ずつというように、毎月の積立は少額でも今から始めれば、やがてまとまった資金になります。豊かな人生を築くために、ぜひ財形貯蓄を活用してください。

### 給料天引きの「財形貯蓄」で将来の安心を積み立てよう

「財形貯蓄」は、あらかじめ決めた金額を会社が毎月の給料から天引きし積み立てるお金の仕組みに積み立てるので、手間なく確実に貯められます。目的別に「一般財形貯蓄」「財形住宅貯蓄」「財形年金貯蓄」から選びましょう。積立額は変更できるので、無理のない金額で始め、長続きに応じて見直すのがおすすめです。「財形住宅貯蓄」と「財形年金貯蓄」は1人1契約になり、それぞれ決められた使用目的で引き出すと双方の合計で最高550万円まで利用できるとなります。将来のマイホーム計画やリタイアの老後生活に向けた積立は、これらを手っ取り早く使えます。一方、「一般財形貯蓄」は使用目的の予約制に制限がありません。結婚資金や教育資金など、目的別に複数の積立計画を立ててもよいでしょう。

財形貯蓄の種類	
● 一般財形貯蓄	目的別に積み立てるお金の仕組みに積み立てるので、手間なく確実に貯められます。
● 財形住宅貯蓄	マイホームの購入・返済に活用するお金の仕組みに積み立てるので、手間なく確実に貯められます。
● 財形年金貯蓄	老後の生活に備えて貯蓄するお金の仕組みに積み立てるので、手間なく確実に貯められます。

### 「財形持家融資融資」でマイホーム計画を実現しよう

マイホーム資金の準備には、「財形住宅貯蓄」に加入して、財形の貸付融資ローン「財形持家融資融資」をぜひ活用してください。「財形持家融資融資」は、財形貯蓄を行う社員がその積立に応じて受けられる融資で、会社が勤労者生活資金支援機構から資金を借り入れ、これを社員に融資するしくみです。住宅の建設・購入・リフォームに活用され、積立の10倍以内・最高400万円を限度額とし、大型融資を5年間の定額で借り受けられることができます。返済期間6年または10年（リフォームの場合は20年）と条件があるので安心です。

マイホームの資金を「財形住宅貯蓄」でまかない、現金を「財形持家融資融資」で調達するのがあります。会社が財形の融資制度を導入している場合に利用できます。



「財形持家融資融資」の導入にあたり、事業主に代わって融資業務を行う厚生労働大臣に登録された法人として、「財形住宅金融株式会社」が財形の融資業務をサポートしています。  
○財形住宅金融株式会社についてはこちらへ。 <http://www.zaijukin.co.jp>

詳しくは、当機構ホームページをご確認ください。  財形  検索

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
勤労者財産形成事業本部

●独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部では、財形制度全般のQ&Aに回答を実施しています。  
●制度についてのお問い合わせは、資料の請求等は下記までご連絡ください。  
●ご相談窓口 03-6721-2935（平日9:00～17:15） 受付時間 平日 9:00～17:15  
〒170-8588 東京都豊島区南池田7丁目24番1号 ニューイノベーションビル（勤労者就業本部）

2021.7.29

◆勤労者財産形成促進制度（財形制度）とは、給与からの天引きにより積立を行う「財形貯蓄」や、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う「財形持家融資」などにより、働く方の財産形成を国と事業主が支援する制度です。

## ◆財形貯蓄制度

勤労者が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度です。また、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利息等について税制上の優遇措置が講じられています。

## ◆会社にとってのメリット

従業員の生活の安定を支援し、従業員の仕事に対するモチベーションや企業への信頼感が高めることができます。従業員の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的です。

今すぐ調べてみよう。財形！

月々1,000円からの貯蓄。

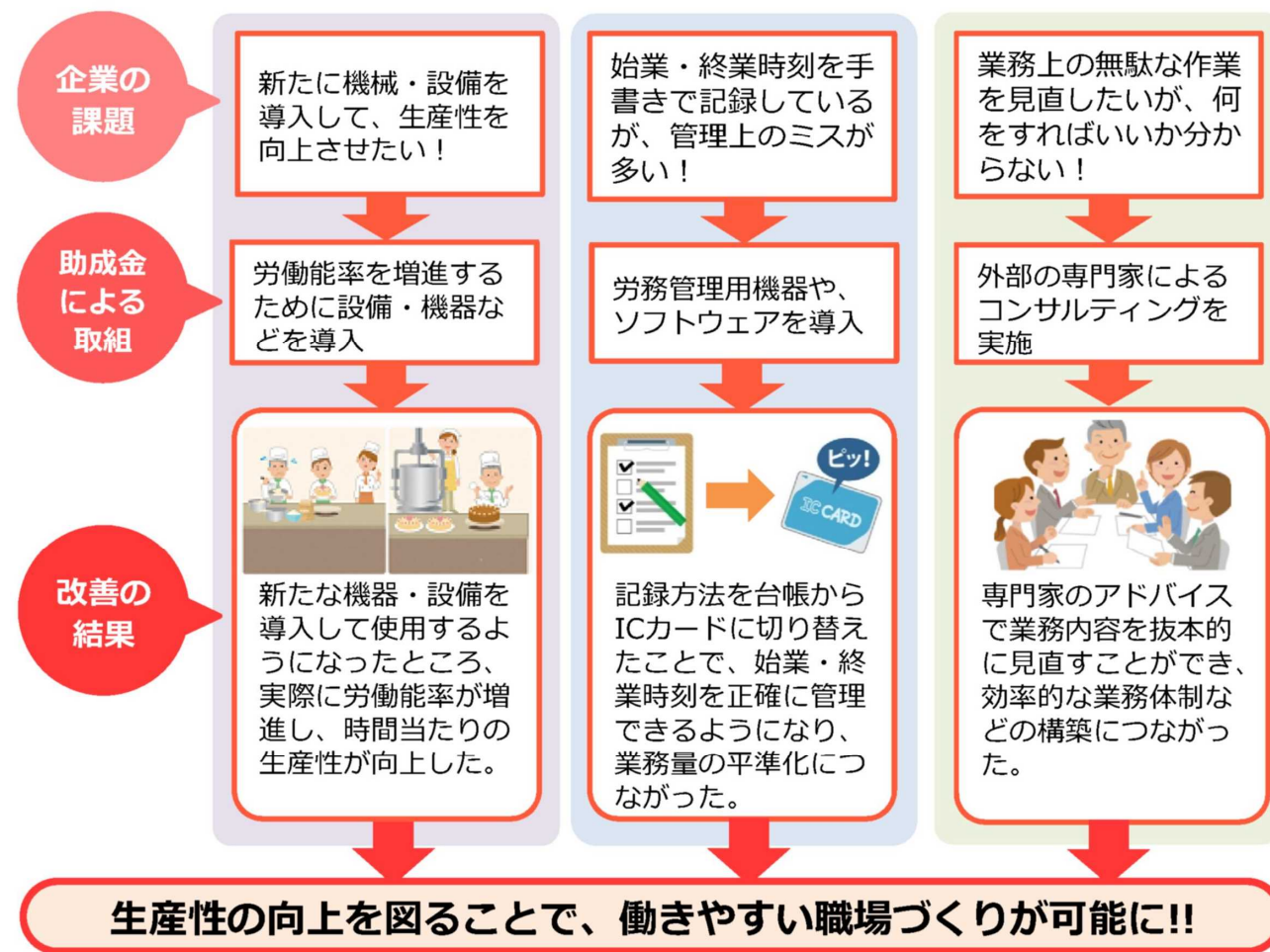
# 財形貯蓄制度

## ④ 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の 交付申請期限等を延長しました！


★令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。  
以下のとおり**交付申請期限等を延長**しましたので、ぜひご活用ください。

<b>期限延長の お知らせ</b>	○交付申請期限(※1) 令和5年11月30日	<b>延長後</b> →	令和5年12月28日
	○事業実施期間 令和6年1月31日		令和6年2月29日
	○支給申請期限(※2) 令和6年2月9日		令和6年3月8日
※1 令和5年11月30日までに交付申請をした場合、事業実施期間、支給申請期限は延長前の期限が適用されますのでご注意ください。 ※2 支給申請期限は事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日、又は上記期限のいずれか早い日になります。			

### 課題別にみる助成金の活用事例




▼申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」はこちらからダウンロードできます。



▼電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrantsportal.go.jp/>)



 ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
**都道府県労働局 雇用環境・均等部** または **雇用環境・均等室**にお尋ねください。

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスの  
バックナンバーは  
HPを見てね！

